

2020 年度

防災訓練のご案内

(法定コース・一般コース・専用コース)

※2020 年度の防災訓練から、受講申込は「防災訓練 Web 予約システム」をご利用ください。
URL <http://svc.mdpc.or.jp/tra-gene/TRAG-Reservindex.aspx>



QRコード

2020 年 4 月～2021 年 3 月

一般財団法人

海上災害防止センター 防災訓練所

目 次

I. 訓練コースについて	P1
II. 法定コース	P1~4
1. 法定コースについて	
2. 法定コースの種別と概要について	
3. 法定コースのカリキュラムについて	
III. 一般コース	P5~9
1. 一般コースについて	
2. 一般コースの概要とカリキュラムについて	
(1) 油防除専門訓練コース	(5) 高圧ガス火災訓練コース
(2) 危険物質対応基本訓練コース	(6) 危険物火災 1 日訓練コース
(3) 旅客船乗組員向け訓練コース	(7) 事故災害危険体感訓練コース
(4) コンビナート等消防訓練コース	
IV. 専用コース	P10
V. 2020 年度講習・訓練実施計画と受講料等について	P11~12
1. 訓練実施計画について	
2. 受講申込方法等について	
3. 受講料等の請求及び受講票等の送付について	
4. 受講者の変更について	
5. 受講等の予約の変更及びキャンセルについて	
VI. 受講に際しての注意事項等について	P12~14
1. 受講者の健康状態等について	
2. 集合場所・時刻及び訓練日程について	
3. 必要書類・物品などについて	
4. 宿泊施設のご利用について	
VII. 修了証書等について	P14~15
1. 修了証書	
2. 英文修了証	
3. 修了証書等の再発行	
別表等.....	P16~
・2020 年度講習・訓練実施計画 別表 1-1 別表 1-2	
・2020 年度受講料等一覧表 別表 2	
・訓練受講申込規約	

I. 訓練コースについて

一般財団法人海上災害防止センター（以下「センター」といいます。）では、神奈川県横須賀市の防災訓練所（横須賀研修所）（以下「研修所」といいます。）において、船舶、コンビナート、ガス貯蔵施設等における様々な事故を想定した実習を取り入れ、座学教育と大規模かつ実践的な講習・訓練コースを開講しています。コースの受講に関して年齢・資格等による制限はなく、どなたでも受講することが出来ます。（P2～P9の各コースのカリキュラムにおいて「対象」を記載していますが、あくまでも一例です。）

II. 法定コース

1. 法定コースについて

「船員法」等に基づき、国土交通大臣の登録を受けて、「甲種危険物等取扱責任者講習」、「安全担当者講習」、「有害液体汚染防止管理者講習」及び「STCW 条約基本訓練（防火・消火）講習」を開講しています。

2. 法定コースの種別と概要について

（1）甲種危険物等取扱責任者講習

石油タンカー、液体化学薬品タンカー、液化ガスタンカー（以下「石油タンカー等」といいます。）に上級職員として乗り組むために必要な「甲種危険物等取扱責任者」の登録講習として、「標準コース（消防講習+学科講習）」（11回/年）、「消防実習コース（消防講習のみ）」（9回/年）及び「学科講習コース（学科講習のみ）」（11回/年）の3コースを実施しています。乗り組む船舶の種類や職種に応じて、必要な講習が選択できます（下表参照）。

	船長・一航士		機関長・一機士
	学科講習（座学）	消防講習（消防実習）	消防講習（消防実習）
沿海	いずれか1名は必要	2名とも必要	2名とも必要
近海・遠洋	2名とも必要	2名とも必要	2名とも必要

（2）安全担当者講習

船員労働安全衛生規則に基づく「安全担当者」の登録講習として、「標準コース」と「学科講習コース」を実施しております。

（3）有害液体汚染防止管理者講習

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則に基づく「有害液体汚染防止管理者」の登録講習として、「有害物質コース」（2回/年）を実施しています。

(4) STCW 基本訓練 (消火) 講習

STCW条約第6章第1規則に基づく「STCW条約基本訓練 (防火・消火) の講習として、国土交通省海事局の通達を受けて、船舶に乗り組むすべての船員を対象とした「STCW条約基本訓練 (消火) コース」を実施しています。

3. 法定コースのカリキュラムについて

▼標準コース (5日)

区分	標準コース (甲種危険物等取扱責任者講習、安全担当者講習)			
対象	石油タンカー等の船長、一航士を含む船舶乗組員及び消防関係者など			
訓練概要	5日 (座学2日+油火災消防実習等2日+流出油対応実習等1日)			
	船舶火災・海上火災・油流出などの緊急事態に際して、正しい判断によって災害を最小限に抑止するための知識を習得し、実習を通して体得する訓練			
	第1日	0830~0930 日程説明等 0930~1200 火災爆発のメカニズム 1300~1400 発火源について 1400~1530 消火剤について 1530~1700 海上防災関係法規 (船員法・海防法等)	第3日	0830~1700 船舶火災消防実習 (丸タンク・角タンク・模擬機関室)
	第2日	0830~1200 タンカーの構造・設備・実務 1300~1530 消火設備・防火構造・消火作業 1530~1700 保護具・検知器の取扱い	第4日	0830~1000 ガス火災及び船室火災の消火作業 1000~1700 消防実習 (液化ガス・ケミカル火災の消火及び保護具・検知器の取扱い)
			第5日	0830~1000 石油類の性状と経時変化 1000~1130 流出油の処理 1230~1630 油防除実習 1630~1700 判定試験、修了式等

▼消防実習コース (2日)

区分	消防実習コース (甲種危険物等取扱責任者講習 <消防講習のみ>)			
対象	石油タンカー等の機関長、一機士 (又は船長、一航士) 及び消防関係者など			
訓練概要	2日 (火災消防実習1日+流出油防除実習等1日)			
	基本的な油・液化ガス等の消防活動、器具の取扱い等の実習を通して体得する訓練			
	第1日	0830~0900 日程説明等 0900~1150 油火災消防実習 1250~1600 液化ガス・液体化学薬品 消防実習 1600~1700 保護具・検知器の取扱い	第2日	0830~0900 日程説明等 0900~1000 保護具・検知器取扱実習 1000~1200 船内搜索訓練等 1330~1630 油防除実習 1630~1700 判定試験、修了式等

▼学科講習コース（2日）

区分	学科講習コース（甲種危険物等取扱責任者講習＜学科講習のみ＞、安全担当者講習）					
対象	石油タンカー等の機関長、一機士（又は船長、一航士）及び消防関係者など					
訓練概要	2日（座学2日）					
	船舶火災・海上火災・油流出などの緊急事態に際して、正しい判断によって災害を最小限度に抑止するための知識を習得する。					
	第1日	0830～0930	日程説明等	第2日	0830～1200	タンカーの構造・設備・実務
		0930～1200	火災爆発のメカニズム		1300～1530	消火設備・防火構造・消火作業
		1300～1400	発火源について		1530～1700	保護具・検知器の取扱い
	1400～1530	消火剤について		1700～1800	海上汚染防止対策	
	1530～1700	海上防災関係法規（船員法・海防法等）				
	1700～1800	海上汚染防止対策				

※標準コースの第1日、第2日に実施します。

※学科講習コースを修了した方は、運輸局に申請することで「乙種危険物等取扱責任者」の認定を受けることができます。

▼有害物質コース（3日）

区分	有害物質コース（有害液体汚染防止管理者講習）					
対象	有害液体物質を取り扱うタンカーの乗組員、関連企業の従業員など					
訓練概要	3日（座学2日+有害液体物質検知・消防実習1日）					
	有害物質を取り扱うための知識を習得し、実習を通して有害液体物質の防除及び消火活動、防護資機材・検知器の取扱い等を体得する訓練					
	第1日	0830～0910	日程説明等	第2日	0830～1100	有害液体物質の取扱い
		0910～1200	保護具・検知器の概要及び取扱い		1100～1200	関係法規
		1300～1700	有害液体物質の性状		1300～1430	有害液体物質の防除処理
				1430～1700	有害液体物質防除資機材の取扱い実習	
			第3日	0830～1630	総合実習	
				1630～1700	判定試験、修了式等	

※ 上記、法定コースの修了に際して行われる判定試験に合格すると、それぞれ次の「登録講習修了証明書」が即日発行されます。当該証明書は「甲種危険物等取扱責任者」、「安全担当者」、「有害液体汚染防止管理者」の資格認定に必要となるので、大切に保管してください。

- 「標準コース」の場合
「甲種危険物等取扱責任者講習修了証明書(消防講習・タンカー学科講習)」
「タンカー安全担当者講習修了証明書」

- 「消防実習コース」の場合
「甲種危険物等取扱責任者講習修了証明書(消防講習)」
- 「学科講習コース」の場合
「甲種危険物等取扱責任者講習修了証明書(タンカー学科講習)」
「タンカー安全担当者講習修了証明書」
- 「有害物質コース」の場合
「有害液体汚染防止管理者講習修了証明書(消防講習・学科講習)」

※ 船員法の規定により、**「甲種危険物等取扱責任者」の資格の有効期限は 5 年間とされています。この期間中に資格を更新しないと、資格失効となりますのでご注意ください。**

また、更新の際、所定の乗船履歴（業務従事経歴）がない場合は、法令に基づく「更新講習」の受講が必要となりますので、ご注意下さい。

なお、船員災害防止協会（TEL:03-3263-0918）では、通信教育による「更新講習」を行っています。

▼ S T C W条約基本訓練（消火）コース（1日）

区分	STCW 条約基本訓練（消火）コース（STCW 条約基本訓練（防火・消火）講習）
対象	船舶に乗り組む船員全員
訓練概要	持運び式消火器の取扱い、実火を使用した大小規模の消火、泡が注入された区画への進入及び通過、呼吸具を装着しての搜索救助等、STCW 条約が定める 10 科目を体得する訓練
	0830～0850 日程等説明等
	0850～0950 座学（火災・爆発のメカニズム、発火源、消火剤）
	0950～1200 実習（消火器取扱い、ホースハンドリング、消火作業の基本）
	1300～1600 実習（機関室火災消火、高発泡区画への進入及び通過、搜索救助、自蔵式空気呼吸具装着）
	1600～1700 判定試験等

※センターでは、S T C W条約コード表 A-6-1-2(防火及び消火)に定める全ての科目(1～10)について実施しています。

※STCW 条約基本訓練（消火）コースの修了に際して行われる判定試験に合格すると、「STCW 条約基本訓練（消火）修了証明書」が即日発行されます。当該証明書は「S T C W条約コード表 A-6-1-2(防火及び消火)に定める全ての科目(1～10)」の訓練の実施、知識技能の維持を証明するものとなりますので、大切に保管してください。

※STCW 条約第 6 条第 1 規則及び国土交通省海事局通達において、STCW 条約コード表 A-6-1-2(防火及び消火)に定める科目については、5 年ごとに知識技能が維持されているかを確認する必要があるため、STCW 条約基本訓練（防火・消火）講習を 5 年ごとに受講する必要がありますので、ご注意ください。

※本コースの開催日程については、2020 年度講習・訓練実施計画別表 1-1 別表 1-2 に記載していませんのでお問い合わせ（横須賀研修所 TEL046-826-3660）いただくか、センターHP でご確認ください。

Ⅲ. 一般コース

1. 一般コースについて

石油コンビナート・電力・ガス会社や地方公共団体の防災関係者向けの石油・ガス・有害物質等による災害に対応するための各種防災訓練コースを開講しております。

2. 一般コースの概要とカリキュラムについて

(1) 油防除専門訓練コース

IMO 流出油防除訓練カリキュラムに準拠した、流出油防除対応関係者向けの訓練コースです。

区分	海洋汚染対応コース					
対象	流出油防除措置実施企業、油保管施設・係留施設、地方公共団体等の環境保全担当者及び流出油防除対応関係者など					
訓練概要	5日（座学2日+油防除実習3日）					
	タンカー事故等による海洋の油汚染や陸岸（事業所など）から海上への油流出による汚染を想定した洋上浮流油及び沿岸漂着油への対処、油濁防止緊急措置の検討・評価、想定流出油事故に対応するための組織化・マスコミ対応を体得するロールプレー実習、海岸清掃実習など、あらゆる海洋汚染事故に対応した訓練					
	第1日	0830～0900	日程説明等	第3日	0830～0930	自然環境への油の流出
		0900～1030	流出油の種類及び性状		0930～1200	海岸清掃
		1030～1200	事故事例		1300～1700	海上回収、海岸清掃実習
		1300～1400	拡散防止措置	第4日	0830～1200	緊急時計画の立案等
1400～1700	各種オイルフェンス取扱い実習	1300～1600	総合沿岸汚染実習			
第2日	0830～0930	流出油の回収	第5日	0830～0930	事故対応時の費用対効果	
	0930～1030	流出油防除関係法規		0930～1200	ロールプレー組織化	
	1030～1200	現場の安全・広報活動		1300～1530	ロールプレー	
	1300～1430	油処理剤		1530～1700	ロールプレー評価会	
	1430～1700	各種油回収装置取扱い実習				

(2) 危険物質対応基本訓練コース

危険物質の少量の流出、もしくは流出の可能性のある現場においての安全な対応方法などの訓練を行うコースです。

区分	危険物質対応基本コース(NFPA472 Technician Level 相当)					
対象	危険物取扱施設自衛消防隊、危険物質運送業者、危険物一時保管倉庫管理者など					
訓練概要	3日(座学 1.5日+危険物質検知・漏洩防除実習 1.5日)					
	危険物質の少量の流出もしくは流出の可能性のある現場において、特殊な防護服と資機材を装着し、その流出を完全にコントロールする能力を向上させる訓練					
	第1日	0830～0900	日程説明等	第2日	0830～1200	除染方法
		0900～1200	危険物輸送容器について 危険物輸送に関する表示について 検知器取扱及び毒性指標について		各種情報源使用方法 (SDS、ERG) 簡易防除方法(オーバーパック、パッチング、ブラギング)	
	1300～1700	各種検知器取扱訓練 保護具装着 保護具・検知器の保管及び洗浄方法		1300～1700	防除機材取扱訓練 簡易防除資機材取扱訓練	
			第3日	0830～1200	火災の化学、消火剤、総合演習プランニング	
				1300～1700	総合演習 総合演習評価会	

※NFPA472：NFPA（全米防火協会）が策定・管理している、危険物への対応者の能力に関する基準。

(3) 旅客船乗組員向け消防訓練コース

船内の客室、機関室、車両甲板等における火災の消火や搜索救助・避難誘導等の訓練を行う旅客船乗組員向けの訓練コースです。

区分	旅客船コース					
対象	フェリー・旅客船乗組員など					
訓練概要	3日(座学 1日+油火災等消防実習 2日)					
	船室火災等の緊急事態に的確に対処するための基礎知識を習得し、実習を通じて消火及び搜索救助・避難誘導活動等の手順を体得する訓練					
	第1日	0830～0900	日程説明等	第2日	0830～1700	消防実習、消火器取扱い
		0900～1200	火災の概念		搜索救助・船室火災 機関室火災	
	1300～1530	船室等火災消火法				
	1530～1700	災害時の救助法及び保護具の使用法	第3日	0830～1700	流出油火災 車両甲板火災	

(4) コンビナート等消防訓練コース

油貯蔵施設・危険物管理施設における火災等の緊急事態に迅速かつ適切に対処する能力の向上を目的とした、コンビナート防災関係者向けの訓練コースです。

区分	コンビナート火災コース					
対象	コンビナート企業、電力会社等の幹部職員、自衛消防員、地方公共団体等の消防・防災関係者など					
訓練概要	5日(座学1日+コンビナート火災消防実習4日)					
	油貯蔵施設における火災等の緊急事態に直面した際、迅速かつ適切に対処するための指揮命令要領や組織の運用要領、火災に対する戦略・戦術などの専門的知識及び高度な消火技能を習得し、火災現場をリアルに再現した消防実習を通して指揮者に要求される状況判断能力、指揮運用能力を向上させる訓練					
	第1日	0830～0900	日程説明等	第4日	0830～1200	指揮運用要領等の座学
		0900～1200	火災・爆発・発火源		1300～1700	機械室、室内及びパイプライン等火災消防実習、保護具・検知器の取扱い
		1300～1400	消火の基本			
		1400～1500	危険物施設火災消火戦術			
	1500～1700	保護具・検知器・搜索救助				
	第2日	0830～1700	油貯蔵タンク等火災消防実習	第5日	0830～1700	石油コンビナート関連施設等の複合火災消防実習 (研修生の指揮運用による複合火災消防実習)
	第3日	0830～1600	ペーパー回収装置等液化ガス火災消防実習			
		1600～1700	タンク全面火災消火戦術			

区分	コンビナート火災実習コース					
対象	コンビナート企業、電力会社等の保安要員、初任自衛消防職員関係者など					
訓練概要	3日(座学1日+コンビナート火災消防実習2日)					
	油貯蔵タンク等の危険物施設における火災の基本的消火方法を、実習を通して体得する訓練					
	第1日	0830～0900	日程説明等		1000～1200	消火の基本(消火器取扱い等の基本消火実習)
		0900～1100	火災・爆発のメカニズム		1300～1700	実火災消防実習(油火災・液化ガス火災)
		1100～1200	発火源			
		1300～1400	消火剤			
	1400～1530	消火作業の基本				
	1530～1700	危険物施設火災消火戦術	第3日	0830～1010	危険物施設火災消火戦術 - 説明	
				1010～1700	危険物施設火災消防実習 (LPGタンク・油貯蔵タンク火災)	
	第2日	0830～1000	日程説明等			

区分	コンビナート火災マネジメントコース					
対象	コンビナート企業、電力会社等の幹部職員、自衛消防員など					
訓練概要	5日(座学2日+コンビナート火災消防実習3日)					
	石油コンビナート等の火災における事前計画策定、消火隊の指揮・管理能力向上のための模擬プラント消防演習及びジオラマ模型・コンピュータシミュレーション・スケールダウン油タンクを駆使した大規模油タンク火災消防実習などを通して、防災管理者の火災対応能力を向上させる訓練					
	第1日	0830～0900	日程説明等	第4日	0830～1200	コンビナート施設火災消火机上演習
		0900～1100	火災・爆発のメカニズム			ジオラマ演習
		1100～1200	危機管理・指揮運用要領			コンピュータシミュレーション演習
	1300～1700	戦術				
第2日	0830～1700	火災消防実習		1300～1440	同上評価演習	
		コンビナート施設火災消火事前計画策定演習及び消防実習-I		1440～1700	スケールダウン・コンビナート施設火災消火事前計画策定演習	
第3日	0830～1700	火災消防実習	第5日	0830～1430	スケールダウン・コンビナート施設火災消防演習	
		コンビナート施設火災消火事前計画策定演習及び消防実習-II		1500～1700	演習/コース評価	

(5) 高圧ガス火災訓練コース

高圧ガス火災に特化した訓練コースです。

区分	高圧ガス火災コース					
対象	高圧ガス取扱い会社など					
訓練概要	1.5日(座学0.5日+ガス火災消防実習1.0日)					
	高圧ガス火災消火に特化し、ガス火災消火の手順等を体得する訓練					
	第1日	1300～1330	日程説明等	第2日	0830～1700	実習(消火器、ホース・ハンドリング、消火作業の基本)
	1330～1700	座学(火災・爆発のメカニズム、発火源、消火剤、消火作業の基本、保護具・検知器)			ガス火災消防実習(マニホールド、タンクローリー、LPGタンク、ガスボンベ噴出)	

(6) 危険物火災 1 日訓練コース

基本的な火災消火の手順等を体得できる訓練コースです。

区分	危険物火災 1 日コース
対象	消防関係者など
訓練概要	基本的な火災消火の手順等を実習を通して体得する訓練
要	0830～1020 日程等説明 1020～1150 消火の基本（消火器取扱等の基本消火実習） 1300～1700 実火災消防実習（油火災消防実習・液化ガス火災消防実習）

(7) 事故災害危険体感訓練コース

労働事故における危険を体感できる訓練コースです。

区分	事故災害危険体感コース
対象	設備管理者、製造運転者、保全担当者など
訓練概要	実火を用いた火災・爆発等の事故災害を体験できる訓練
要	1000～1130 実習（火災・爆発のメカニズム等、火災実験を含む） 1300～1700 実習、見学（輻射熱体感、ガソリン・ガス漏洩火災体感、ボイルオーバー体感、煙体感等）

IV. 専用コース

企業・地方公共団体等のご希望に応じた「専用コース」が開講できます。国土交通大臣の告示で定める講習基準に則った訓練項目を組み合わせ、センターに蓄積されたノウハウを活用することで、希望する能力を効果的に向上させる訓練が実施できます。「専用コース」の訓練内容及び日数、受講料等につきましては、お気軽にセンターにご相談ください。

区分	専用コース
対象	火災消防関係、電力関係、海洋環境保全関係、防災関係の企業・地方公共団体など
訓練概要	12名～
	1日～5日間
	受講料は希望する訓練項目によって異なり、計画予約後、見積書等を提示します。
	センター消防演習場を使用した本格的な実習等を通して、希望する能力を向上させる訓練。訓練内容は登録講習コース・一般常設コースと同様、国土交通大臣の告示で定める講習基準に則ったものであり、複数の項目（「主な訓練項目例」参照）を組み合わせることが可能。

※ 主な訓練項目例

- ・ 消火器取扱実習
- ・ 油火災消防実習
- ・ 液化ガス、有害液体物質等による火災消防実習
- ・ 油貯蔵タンク、防油堤内等における油火災消防実習
- ・ ベーパー回収装置、液化ガスタンク、タンクローリー車等における火災消防実習
- ・ 暗所・閉所における行方不明者捜索救助訓練
- ・ 海上浮流油に係る防除実習
- ・ 沿岸漂着油に係る防除実習
- ・ 流出事故を想定した机上訓練
- ・ 各種流出油防除資機材の取扱い実習
- ・ 流出油事故に係る緊急時における計画立案及び評価等

V. 2020 年度講習・訓練実施計画と受講料等について

1. 訓練実施計画について

2020 年度の講習・訓練実施計画は、別表 1-1 別表 1-2 のとおりです。ただし、受講申込者が 10 名未満の場合、コースが中止となる場合がございますので、予めご了承下さい。

※STCW 条約基本訓練（消火）コースの開催日程については、2020 年度講習・訓練実施計画 別表 1-1 別表 1-2 に記載していませんのでお問い合わせ（横須賀研修所 TEL046-826-3660）いただくか、センターHP でご確認ください。

2. 受講申込方法等について

受講を希望される場合は、次の防災訓練 Web 予約システム（以下「予約システム」といいます。）からお申込みください。

なお、受講者が決まっていない場合でも、お申込みは可能です。

URL <https://svc.mdpc.or.jp/tra-gene/TRAG-Reservindex.aspx>

3. 受講料等の請求及び受講票等の送付について

各コースの受講料、昼食代、施設利用料（宿泊料）その他の費用（以下「受講料等」といいます。）の請求額は、メールにてお知らせします。入金期限日までに指定された銀行口座にお振込みください。（振込手数料は受講者負担とさせていただきます。）

入金期限日までに所定金額の入金が確認できない場合は、受講の意思がないものとして、予約（仮申込）は取り消されます。

「受講票」、「受講生心構え」（以下「受講票等」といいます。）は入金確認通知メールに添付されていますが、予約システムのマイページからもダウンロード可能です。自ら印刷し持参してください。

なお、諸般の事情により受講をお断りする場合は、電話で連絡します。

(1) 受講料等は、別表 2 のとおりです。

(2) 施設利用料は、研修所に付属する宿泊施設を利用する場合の費用です。宿泊定員は 27 名で、申込順の受付となります。

別表 2 の施設利用料は、訓練開始日から終了日の前日までの宿泊費用です。前泊（訓練開始日の前日の宿泊）を希望される場合は、3,667 円（税込、消費税 10%）が加算されます。

なお、宿泊施設での朝食及び夕食の提供はございませんので、持込又は外食となりますので、ご注意ください。

また、訓練終了日は宿泊できませんので、ご注意ください。

4. 受講者の変更について

申込時の受講者に代わって他の者が受講する場合は、予約システムのマイページから変更を行ってください。変更後の「受講票」は、マイページからダウンロードが可能です。

5. 受講等の予約の変更及びキャンセルについて

訓練の受講及び施設利用（以下「受講等」といいます。）の予約の変更については、現在の予約のキャンセルと新しい受講申込をそれぞれ行ってください。受講等の予約のキャンセルは、予約システムのマイページから行うことができます。

(1) 受講料等入金前に受講等の予約をキャンセルする場合

受講料等の入金前の受講等の予約のキャンセルについては、キャンセル料は発生しません。

(2) 受講料等入金後に受講等の予約をキャンセルする場合

受講料等の入金後の受講等の予約のキャンセルについては、キャンセルの時期により規定のキャンセル料が発生します。詳細は訓練受講申込規約をご覧ください。

なお、キャンセル料及び振込手数料は、返納する受講料等から差引かせていただきます。

また、日数計算は、訓練開始日から起算し、暦日でカウントします。

※受講申込等に関するお問い合わせ先
横須賀研修所 TEL 046-826-3660

VI. 受講に際しての注意事項等について

1. 受講者の健康状態等について

(1) 講習を受講できるのは、実習訓練の参加に支障のない健康な方とします。健康な方でも消防実習等は相当ハードですので、健康管理には十分注意してください。

(2) 身体能力に重大な影響を及ぼすような持病のある方、過去1年以内に入院経験のある方、現在通院加療中の方は、原則的に講習を受講することができません。ただし、受講可能である旨の「医師の診断書」を持参できる場合は、受講を受け付けます。

(3) センターでは、講習期間中、受講者に対して一般的な旅行傷害保険を付保しています。ただし、受講生自らの故意による傷害等センター側の過失以外に起因する傷害等については、その責を負えない場合があります。

- (4) 船舶で移動する機会が多いので、船酔いするおそれのある方は、各自予防対策を講じてください。
- (5) インフルエンザ等感染症の疑いがある方は、講習参加を見合わせてください。講習期間中に受講生からインフルエンザ等の感染者が発生した場合、講習を中止する場合があります。
- (6) 眼鏡使用者は、裸眼又はコンタクトレンズ着用での訓練参加が望ましいです。水や蒸気などにより、訓練に支障が出る場合があります。

2. 集合場所・時刻及び訓練日程について

- (1) 訓練開始日の 08:20（高圧ガスコースは 12:50）までに、研修所に集合してください。
(所在地等は本誌裏表紙に記載しています。)
なお、研修所には駐車場・駐輪場がございませんので、公共機関をご利用ください。
- (2) 万一、遅刻しそうな場合には、研修所に連絡をお願いします。ただし、交通機関の事故等、交通機関の責めに帰する理由であっても、遅刻した場合には、受講をお断りする場合があります。
- (3) 訓練日程、特に訓練終了日の終了時刻については、当日の気象海象等の状況により変更する場合がありますのでご注意ください。センターでは、これに伴う列車・飛行機等のキャンセル・予約変更に関する一切の責任は負いません。

3. 必要書類・物品などについて

- (1) 受付時の必要書類
「受講票」は、予約確定メールに添付されたファイルまたはマイページからダウンロードしていただき、自ら印刷し持参してください。
※ 受講票がないと講習を受講できませんのでご注意ください。
- (2) 実習時の必需品
- ・長袖作業服（トレーナー、ジーパン不可）
 - ・野球帽型の帽子
 - ・タオル、軍手
 - ・替え下着(消防用水や汗で下着が濡れることがあるため。)
 - ・防寒着(秋・冬季、厚手の作業着、レインスーツ等。)
- ※ 実習時に着用する靴、防火衣はセンターで準備いたします。

(3) 修了証明書等交付時の必要品

- ・写真付きの身分証明書 1 点(船員手帳、運転免許証、海技免状等。)
- ・印鑑 (シャチハタ印等可)

(4) その他

- ① 予め宅配便を利用して荷物を送付される方は、訓練開始日の前日 15:00 以降に配達されるよう指定してください。
- ② 健康保険証をご持参ください。
- ③ 受講中は教官・職員の指示に従い、時間厳守で行動してください。

4. 宿泊施設のご利用について (男性に限ります。)

- (1) 前日から宿泊される方は、訓練開始日の前日の 15:00～20:00 に、研修所にお入りください。万が一、遅延・キャンセルする場合は、必ず研修所に電話連絡を入れてください。
- (2) 研修所宿泊施設の浴室には、石鹸、シャンプーは備えておりますが、タオル、歯ブラシ等はありませんので、各自でご用意ください。
- (3) 宿泊は男性の方のみとさせていただきます。
- (4) 訓練終了日は宿泊できません。
- (5) 研修所宿泊施設が満室の場合、近隣のビジネスホテル等をご利用いただくことになります。なお、ビジネスホテル等への問合せ、予約等は各自でお願いいたします。万が一、予約などに関してトラブルが発生した場合でも、センターでは責任を負いかねます。
- (6) 朝食・夕食は持ち込み又は外食となります。

VII. 修了証書等について

1. 修了証書

訓練コースを修了した受講生には、修了証書を発行いたします。ただし、修了証書に法的な効力はございません。

2. 英文修了証

- (1) 「標準コース」、「STCW 条約基本訓練 (消火) コース」を修了した方には、希望により英文修了証を発行しております。ご希望の方は、受講申し込みの際、受講者情報入力画面において、「英文修了証発行」の項目で「発行する」にチェックしてください。

なお、発行手数料1,570円 (STCW基本訓練 (消火) のみ 1,100円) (税込、消費税 10%)は受講料等にあわせて事前に請求いたします。

- (2) 「消防実習コース」のみ、「学科講習コース」のみを修了した方には、英文修了証を発行して
おりません。ただし、「消防実習コース」を修了し、その後 5 年以内に「学科講習コース」を修
了した方、又はその逆の順序で終了した方には、後に受講したコースを修了した時に、英文
修了証を発行することが可能です。

3. 修了証書等の再発行

登録講習修了証明書・修了証書・英文修了証(以下「修了証書類」といいます。)の再発行
を希望される方は、「再発行申請書」に必要事項を記入の上、FAX又は郵送にて研修所まで提
出してください。申請書の受理後、1部につき発行手数料1,570円(STCW基本訓練(消火)のみ
1,100円)(税込、消費税10%)及び修了証書類の送料の請求書を発行いたしますので、指定さ
れた銀行口座に期日までに入金してください。入金が確認でき次第、修了証書類を再発行いたし
ます。

「再発行申請書」は、センターホームページからダウンロードすることができます。

2020年度 受講料等一覧表

別表-2

コース名	日程	実施回数	予定者数	受講料・施設利用料 (円/人)		
【法定コース】						
標準コース	5日間 座学2日 実習3日 (油火・ガ火・油防)	11回	40人/回	受講料	179,475	非課税
				昼食代	4,950	税率8%
				施設利用料	14,668	税率10%
				計	199,093	税込
消防実習コース	2日間 実習2日 (油火・ガ火・油防)	9回	30人/回	受講料	115,510	非課税
				昼食代	1,980	税率8%
				施設利用料	3,667	税率10%
				計	121,157	税込
学科講習コース	2日間 座学2日	11回	3人/回	受講料	68,056	非課税
				昼食代	1,980	税率8%
				計	70,036	税込
有害物質コース	3日間 座学2日 実習1日 (有害)	2回	30人/回	受講料	112,165	非課税
				昼食代	2,970	税率8%
				施設利用料	7,334	税率10%
				計	122,469	税込
STCW条約基本訓練 (消火) コース	防火及び消防1日	HPをご覧 下さい	20人/回	受講料	64,790	税率10%
				昼食代	990	税率8%
				計	65,780	税込
【一般コース】						
海洋汚染対応 コース	5日間 座学2日 実習3日 (専門油防)	1回	30人/回	受講料	177,755	税率10%
				昼食代	4,950	税率8%
				施設利用料	14,668	税率10%
				計	197,373	税込
危険物質対応基本 コース	3日間 座学1.5日 実習1.5日 (危険物)	2回	20人/回	受講料	79,530	税率10%
				昼食代	2,970	税率8%
				施設利用料	7,334	税率10%
				計	89,834	税込
旅客船コース	3日間 座学1日 実習2日 (火・複合)	3回	30人/回	受講料	86,602	税率10%
				昼食代	2,970	税率8%
				施設利用料	7,334	税率10%
				計	96,906	税込
コンビナート火災 コース	5日間 座学1日 実習4日 (火・火・火・複合)	5回	30人/回	受講料	221,337	税率10%
				昼食代	4,950	税率8%
				施設利用料	14,668	税率10%
				計	240,955	税込
コンビナート火災 実習コース	3日間 座学1日 実習2日 (火・火)	8回	30人/回	受講料	138,144	税率10%
				昼食代	2,970	税率8%
				施設利用料	7,334	税率10%
				計	148,448	税込
コンビナート火災 マネージメント コース	5日間 座学2日 実習3日 (火・火・複合)	1回	26人/回	受講料	255,907	税率10%
				昼食代	4,950	税率8%
				施設利用料	14,668	税率10%
				計	275,525	税込
高圧ガス火災コース	1.5日間 座学0.5日 実習1.0日 (油火・ガ火)	2回	20人/回	受講料	98,010	税率10%
				昼食代	990	税率8%
				施設利用料	3,667	税率10%
				計	102,667	税込
危険物火災1日 コース	実習 1日 (油火・ガ火)	16回	10人/回	受講料	63,335	税率10%
				昼食代	990	税率8%
				計	64,325	税込
事故災害危険体感 コース	実習・見学 1日 (油火・ガ火)	3回	20人/回	受講料	要相談	税込

(注)・各コースとも受講希望者が10名未満の場合は、そのコースの開催を中止とする場合があります。

・施設利用料(宿泊費)については、受講期間中のみ料金です。訓練終了日の宿泊はありません。
前泊を希望される方は、3,667円(税率10%)が追加となります。

(凡例) 油火：油火災消防実習 ガ火：液化ガス等火災消防実習 油防：一般的油防除実習

専門油防：専門的油防除実習 火：船舶又は石油コンビナート及び液化ガス火災消防実習 複合：複合火災消防実習

有害：有害液体物質検知、消防実習 危険物：危険物質検知、漏洩対応実習

一般財団法人海上災害防止センター防災訓練所訓練受講申込規約

本規約は、一般財団法人海上災害防止センター防災訓練所（以下「センター」という。）で実施している法定コース及び一般コース（以下「常設コース」という。）並びに専用コースの訓練の受講を希望される皆様（受講申込担当者を含む。以下同じ。）に適用されます。

記

1. 本規約は、受講を希望されるすべてのコースに適用されます。受講を希望される皆様が各コースを受講するには、本規約を遵守していただくものとします。
2. コースの種類
 - (1) センターが実施しているコースには、毎年開催する常設コース（法定コース及び一般コース）と、各種企業や行政機関等（以下「委託者」という。）のご要望に応じて開催する専用コースがあります。
 - (2) 常設コースの訓練日程及び訓練内容については、センターのホームページに掲載するものとします。また、専用コースの訓練日程及び訓練内容については、委託者からの依頼に基づき定めるものとします。
3. 常設コースの受講申込
 - (1) 申込方法
 - ①常設コースの受講申込は、防災訓練 Web 予約システム（以下「予約システム」といいます）
<https://svc.mdpc.or.jp/tra-gene/TRAG-Reservindex.aspx> により行います。
 - ②各コースの受講申込は、先着順に受け付けます。受講を希望されても定員に達している場合にはお申し込みができないときがあり、その時はキャンセル待ちとなります。
 - ③いずれのコースも受講者数が開催に必要な最低人員に満たない場合は、止むを得ず開講しないときがあります。
 - (2) 予約（仮申込）
 - ①受講生が確定していない場合でも受講申込は可能です。
 - ②予約システムによる受講申込は、受講を予約するものではありません（この時点では予約（仮申込）の状態）。予約システムによる受講申込（予約（仮申込））後、指定された入金期限日時までに所定金額の入金が確認できない場合は、受講の意思がないものとして、受講申込（予約（仮申込））が取り消されます。
 - ③受講生が確定していない場合でも受講することが決まっているときは、受講枠を確保するため早めに予約システムから受講申込（予約（仮申込））を行ってください。
 - ④予約システムからの受講申込（予約（仮申込））は、訓練開始日の3日前の15時までとします。これを過ぎると、予約システムからの受講申込はできません。なお、当該日数の計算は、土日祝日等を含めずセンターの営業日でカウントします。
 - (3) 申込の確定（本申込）
 - ①予約システムによる予約（仮申込）後、指定された入金期限日時までに所定金額の入金が確認でき、センターによる入金処理が行われた時点で申込の確定（本申込）となります。
 - ②入金期限日時は、申込受付の日から14日を経過した日の15時までとなります。
 - ③上記②の規定にかかわらず、申込受付の日が訓練開始日の一ヶ月前以内となった場合の入金期限日は、申込受付の日から3日を経過した日の15時まで（当該入金期限日時が訓練開始日の3日前までを過ぎるときは、訓練開始日の3日前の15時まで）となります。なお、訓練開始日の一ヶ月前とは当該訓練開始日の前月同日とし、該当日が存在しないときは前月の最終日とします。
 - ④上記②及び③の日数の計算は、土日祝日等を含めずセンターの営業日でカウントします。
 - (4) 受講者の変更
企業等で受講申込が行われた場合、勤務の都合など合理的な理由により受講者の変更が必要となるときは、これを認めるものとし、その他、受講の権利を第三者に譲渡することは認められません。
 - (5) 受講参加資格
 - ①受講に際して、年齢や受有資格等による制限はありません。ただし、訓練には実習を伴うものもあり、そのような訓練への参加に支障のない健康な方とします。
 - ②身体の能力に重大な影響を及ぼすような持病のある方、過去1年以内に入院経験のある方又は現在通院加療中の方については、原則、受講することはできません。（講習の受講を可能とする「医師の診断書」を持参できる方を除きます。）
 - ③受講の可否に疑義がある場合は、センターまで事前にお問い合わせください。
4. 常設コースの受講料及び施設利用料等
 - (1) 受講料等
 - ①常設コースの受講料、昼食代、施設利用料（宿泊料）その他の費用（以下「受講料等」という。）は、センターのホームページに掲載するものとします。
 - ②常設コースの受講については、上記3(3)②により指定された入金期限日時までに受講料等の所定金額を入金していただきます。当該期限までに入金が確認できない場合は、受講の意思がないものとして、受講申込（予約（仮申込））が取り消されます。
 - (2) キャンセル料
 - ①入金後に訓練の受講や施設利用をキャンセルする場合は、キャンセルの時期により以下のキャンセル料を申し受けます。なお、次の日数の計算は、暦日でカウントします。
<訓練受講のキャンセル料>

・訓練開始日の15日前まで	一律 10,000 円（不課税）
・訓練開始日の14日前から前日まで	受講料の 50%（不課税）
・訓練開始日当日	受講料の全額（不課税）

<施設利用のキャンセル料>

- | | |
|-------------|---------------------|
| ・宿泊開始日の前日まで | 1,000 円/泊×予約日数（不課税） |
| ・宿泊開始日の当日 | 施設利用料の全額（不課税） |

②キャンセル料及び振込手数料は、入金された受講料等から差し引くものとし、残金を返納いたします。

5. 受講に関する注意事項等

- (1) 常設コースの受講には、センターが発行する正規の受講票が必要です。
- (2) 受講票は、受講料等の入金を確認でき、センターによる入金処理が行われた時点で申込の確定（本申込）となった際、送付される入金確認メールに添付して送付されます。なお、受講者が後日確定した場合又は変更したときは、後日、予約システムのマイページから PDF ファイルの受講票をダウンロードすることができます。
- (3) 受講票は各自で印刷し、各コースの初日には受講者の確認等を行いますので、提出していただけます。提出していただけない場合は、受講できなくなることがあります。
- (4) 各コースの初日は、朝 8 時 20 分までに神奈川県横須賀市所在のセンター横須賀研修所に集合してください。また、2 日目以降については、前日に指示された場所及び時間に集合してください。遅刻した場合は、その後の受講ができなくなる場合があります。
- (5) 訓練には危険を伴う実習を含んだものがありますので、受講者は必ずセンターの教官及び職員の指示に必ず従ってください。
- (6) 各コースとも履修内容の全てを修了した受講者には、修了証書を交付します。また、法定コースを受講し、判定試験に合格した方には、修了証書に併せ登録講習修了証明書は交付します。ただし、途中で受講を取りやめた場合、訓練の一部を欠席した場合及び修了試験に合格できなかった場合は、修了証書及び登録講習修了証明書は交付できず、受講料等の返金もいたしません。
- (7) 受講者は、予めセンターから指示された必要物品を各自持参してください。原則、センターでの貸出等はいたしません。

6. 宿泊のための施設の利用

- (1) 横須賀研修所に付属する宿泊のための施設の利用は、男性のみとし、常設コースの受講に伴う当該施設の利用申込は、予約システム <https://svc.mdpc.or.jp/tra-gene/TRAG-Reservindex.aspx> により訓練の受講申込に併せ行ってください。
- (2) 当該施設の利用申込は、先着順に受け付けます。施設利用を希望されても定員に達している場合はお申し込みができないときがあり、その時はキャンセル待ちとなります。
- (3) 当該施設を利用されない場合又は利用できない場合は、近隣のビジネスホテル等を利用していただくこととなりますが、センターによる宿泊場所の斡旋は行っておりませんので、各自の責任で必要な宿泊場所の確保を行ってください。
- (4) 訓練開始日の前日から宿泊する受講者は、前日の 15 時から 20 時までの間に横須賀研修所に入所してください。万一、遅れる場合やキャンセルする場合は、必ずセンター（046-826-3660）まで連絡してください。
- (5) 宿泊する受講者は、当該施設の利用に関し、管理人の指示に従ってください。
- (6) 各コースとも訓練終了日は、宿泊できません。

7. 訓練の中止等

- (1) 天変地異、気象・海象の状況、インフルエンザ等の感染症の蔓延その他やむを得ない理由により、訓練を中止することがあります。
- (2) インフルエンザ等の感染症に関し、発熱などの罹患の疑いがある場合は、他の受講者への感染等を防止するため受講をご遠慮頂きます。
- (3) (1)及び(2)により訓練が途中で中止となった場合、未実施の訓練については、後日開催する同じコースで参加できる日程に振り替えて受講していただくなど、ご相談に応じます。
- (4) (1)及び(2)のいずれの場合も、受講料については返金いたしません。施設利用料その他の費用については、実際に利用されなかった日数分の施設利用料及びその他の費用から振込手数料を差し引くものとし、その残金を返納いたします。

8. 禁止事項及び免責事項

- (1) センターは、受講者に次に掲げる不正等を発見した場合又は迷惑行為があった場合は、訓練からの退場を命じ、当該訓練の継続受講を拒否できるものとします。その場合、修了証書及び登録講習修了証明書は交付せず、受講料等の返納もいたしません。また、当該受講者については、以後センターで実施する他の訓練についても受講を受けられないことができるものとします。
 - 1) 他人を偽り受講した場合
 - 2) 著しく訓練の進行を妨げた場合
 - 3) 判定試験等において不正行為を行った場合
 - 4) 正当な理由なくセンターの教官、職員及び管理人の指示に従わなかった場合
 - 5) 横須賀研修所内の秩序を著しく乱し、又は教官、職員及び管理人並びに他の受講者に対し、迷惑となる行為をした場合
 - 6) 正当な理由なく門限等横須賀研修所内のルールを守らなかった場合（門限は 22 時）
 - 7) 横須賀研修所の閉門後、翌朝の開門までの間に扉を乗り越え出入りするなどの行為を行った場合（開門は 06 時）
- (2) 訓練日程、特に訓練終了日の終了時刻については、当日の気象・海象等の状況により変更する場合があります。センターでは、これに伴う鉄道や飛行機などの事前予約に変更が生じた場合について、一切の責任は負いません。
- (3) センターでは受講者に対し、訓練に伴う怪我に備え一般的な旅行傷害保険を付保していますが、受講者自らの故意による傷害やなどセンターの過失以外に起因する傷害については、その責めを負えない場合があります。

9. 個人情報の取扱い

- (1) センターでは、訓練受講により得た個人情報（過去に取得したものを含む。以下同じ。）は、次の目的のために利用します。
 - 1) 受講可否の判断、訓練の実施及び受講履歴の管理
 - 2) 訓練受講の目的を達成するために必要となる受講申込企業、保険会社、官公署等への提供
 - 3) センター内における統計資料の作成等

- (2) 訓練の受講を希望される方は、受講申込に際し、センターが個人情報(1)の目的のために利用することについて同意して頂きます。同意いただけない場合は、訓練の受講をお受けすることができません。
- (3) 訓練の受講申込をもって、(2)の同意をいただいたものとします。

10. 著作権等

- (1) 予約システムにおいて提供される情報及びその他の著作物（以下「著作物等」という。）に関する権利は、センター又は当該著作物等の著作権者に帰属します。
- (2) センターの事前の書面による承諾を得ずに、著作物等を複製、公衆送信、頒布、翻案、翻訳及び二次的著作物への利用等を行うことはできません。
- (3) センターが受講者に提供する教材及び訓練内容（以下「センター教材」という。）に係る一切の著作権及び知的財産権は、センターに帰属します。
- (4) センター教材は、受講者が個人で学習する目的以外で使用及び複製することはできません。
- (5) 原則、教室及び第二海堡消防演習場において、講義内容、訓練施設、訓練状況等を撮影、収録（録画・録音等）することはできません。
- (6) 上記に違反した場合は、直ちにその使用等の差し止めを求め、法的措置を執ることとなります。また、撮影し、収録し、又は複製したセンター教材等を使用する訓練の受講料の3倍の料金に、使用者数又は複製した数量を乗じた金額を損害賠償金として申し受けることとします。なお、撮影し、収録し、又は複製した著作物等、センター教材、資料、映像等については、直ちに処分するなどの措置をとるものとします。

11. その他

- (1) 専用コースの申込み、受講料、受講料等の支払方法、キャンセル料については、委託者とセンターの協議に基づき個別に取り決めるものとし、それ以外の事項については、本規約を適用するものとします。ただし、本規約が適用される場合であっても、委託所とセンターが別途合意した事項については、その合意が優先されるものとします。
- (2) 専用コースについては、訓練の申込に際し、本規約に同意していただきます。同意いただけない場合は、訓練を開催することができません。
- (3) 訓練の申込みをもって、(2)の同意をいただいたものとします。
- (4) 本規約の目的に反せず、必要に応じ、合理的な範囲内で本規約を変更することがあります。

以上



受講問合せ・受付窓口 研修・宿泊施設所在地

一般財団法人

海上災害防止センター防災訓練所（横須賀研修所）

〒238-0005 神奈川県横須賀市新港町 13 番地

TEL 046-826-3660/3615

FAX 046-826-3822

受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00（土日・祝日を除く）

URL <http://www.mdpc.or.jp>

一般財団法人

海上災害防止センター防災訓練所（本部）

〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目 4 番 5 号

横浜アイマークプレイス 6 階

TEL 045-224-4321（直通）

FAX 045-224-4312